



長野県報

7月26日(木)
平成30年
(2018年)
第2994号

目次

規則

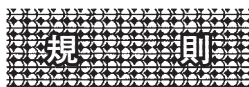
長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課) 1

告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出(地域福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等の変更の届出(地域福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の業務の廃止の届出(地域福祉課) 5
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 5
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) 5
- 公共測量の実施(建設政策課) 6
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 6
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 6
- 平成31年度長野県立高等学校入学選抜要綱(高校教育課) 6
- 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく指定を受けた者からの事務所の所在地の変更の届出(警務課) 6
- 昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 7
- 地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について(監査委員事務局) 7

公告

- 土地改良区役員の就任の届出(2件)(農地整備課) 7
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 8



長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第43号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則(昭和51年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(2)を削り、同1の(3)を同1の(2)とし、同1の(4)を同1の(3)とし、同1の(5)を同1の(4)とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き在学する者の履修すべき学科目については、この規則による改正後の長野県農業大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農業技術課